大阪・関西万博に向けたひょうご北摂 SNS 活用誘客促進業務 公募型プロポーザル募集要項

1 プロポーザルの趣旨

令和7年4月に開催予定の大阪・関西万博に来場する観光客を阪神北地域へ呼び込むため、管内の「ひょうごフィールドパビリオン」(以下、「FP」という。) や阪神北地域の魅力を、阪神北地域ツーリズム振興協議会(以下「協議会」という。) の SNS や Web サイトを活用し PR することを目的とする「大阪・関西万博に向けたひょうご北摂 SNS 活用誘客促進業務」(以下「業務」という。) を委託する者を選定するための企画提案を募集する。

2 応募資格 (業務委託の対象者)

業務を委託するためのプロポーザル(以下「プロポーザル」という。)に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 業務の実施に当たり、協議会や関係者との打合せ等に適切に対応できること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
 - ② 応募図書(64)に掲げる書類をいう。以下同じ。)の受付期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てが 行われている者
 - ④ 県税(個人県民税は除く。)及び消費税・地方消費税の滞納をしている 者
 - ⑤ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
 - ⑥ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

3 業務要件

業務仕様書に沿ってプロポーザルに応募する者自らが企画する業務であって、協議会が委託する業務として公序良俗に反するものでないこと。

4 業務期間

契約締結日から令和7年3月17日(月)まで

5 委託料

¥1,200,000-以内(消費税及び地方消費税を含む。)

上記金額の範囲内で、効率的かつ効果的な業務を企画提案するものとする。 なお、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額と 異なることがある。

6 企画提案に係る手続

(1) 募集要項及び申請様式の配布方法

兵庫県阪神北地域ツーリズム振興協議会 HP(ぐるっとおでかけ阪神北ーひょうご北摂ツーリズムガイドー)または兵庫県 HP からダウンロードによる配布とする。

(2) 配布開始

令和6年6月25日(火)から

- (3) 募集要項の内容に関する質問及び回答
 - ① 質問方法

下記フォームより提出すること。

【質問フォーム】

https://forms.office.com/r/yxFhmjcBva

② 受付期間

令和6年6月25日(火)午前9時から7月1日(月)午後5時まで

③ 回答閲覧期間

令和6年7月3日(水)までに、質問者に対して個別に回答する。なお、コンペ全体に関わる内容の回答は兵庫県阪神北地域ツーリズム振興協議会 HP(ぐるっとおでかけ阪神北ーひょうご北摂ツーリズムガイドー)及び兵庫県 HP に掲載する。

- (4) 応募図書の提出
 - ① 受付期間

令和6年6月25日(火)から同年7月11日(木)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)の各日午前9時から午後5時までとする。

② 提出方法

応募図書は、事務局への持参又は郵送により提出すること。

郵送による場合には、あらかじめ電話等により事務局に連絡したうえで、 令和6年7月11日(木)午後5時までに事務局に到着するように提出す



ること。

※提出先住所は末尾に記載

③ 内容

この募集要項のほか、仕様書等の関連資料に基づき以下の書類(以下「応募図書」という。)を作成の上、(r) \sim (h) の書類を 10 セット、(t) の書類を各 1 部提出すること

(ア) 応募申請書
(イ) 提案者概要
(ウ) 企画提案書
(エ) 類似業務受託実績
(オ) 経費積算書
【様式1】
【様式2】
【様式3】
【様式4】

(4) 経負惧异音 【嫁八拍足なし】

(カ) スケジュール (業務計画書) 【様式5】

(キ) 添付資料

□ 誓約書 【様式6】

- □ 県税(県内に事業所を有する事業者に限る。)、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類[納税証明書等](県の入札参加資格を有している場合は除く)(提出の日において、発行から3か月以内のもの)
- □ 登記簿謄本(法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類)(提出の日において発行から3か月以内のもの)(写し可)
- □ 申請日が属する会計年度の前年度決算書類(事業報告書、貸借対照表及び損益計算書等)

(5) 留意事項

- ① 応募は、各者1提案に限る。
- ② 企画提案書等の作成にあたっては、「7(2)審査基準」を踏まえて作成すること。
- ③ 使用する文字の大きさは、原則 12 ポイント以上とすること。
- ④ 応募図書は、通し番号を付すこと。
- ⑤ 提出期限後の応募図書の内容変更は認めない。
- ⑥ 応募図書の作成及び提出に要する経費等、当プロポーザルのために要する費用は、応募者の負担とする。
- ⑦ 応募図書の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。
- ⑧ 応募図書は非公開とする。ただし、県は、応募図書の内容について公表の必要があると認める場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表することができる。

- ⑨ 応募図書は審査のためにのみ使用し、審査結果にかかわらず応募者に 返却しない。
- ⑩ 応募図書について、この書面及び別添の様式に適合しない場合は無効とすることがある。
- ① 応募図書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

7 審査等

- (1) 審査の方法
 - ① 審査委員会を設置し、以下の項目について審査の上、業務を委託する 者を選定する。
 - ② 審査は、プレゼンテーション審査にて行う。プレゼンテーション審査は令和6年7月24日(水)に実施予定であり、応募者へは別途通知する。なお、審査委員会は非公開とする。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容
事業の理解度	本事業の趣旨や内容を十分理解しているか。
事業の企画力	企画等の構成、アイデア等は優れた内容となっているか。
実現可能性	適切な実施手順、スケジュール(業務計画)となっているか。 経費見積は妥当か。
遂行能力	提案内容を確実に履行できる能力を有し、必要な実施体制を 確保しているか。類似業務実績の有無等。
総合評価	取組意欲や特に優れた点があるか。

(3) 審査の結果の連絡

審査の結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。

(4) 失格等

応募図書に虚偽の内容が記載されている場合又は公平な審査に支障を来 す行為等が発覚した場合は、失格又は採択の取消しとすることがある。

8 委託契約の締結・業務内容等

(1) 協議会は、審査委員会の審査に基づき委託予定者に決定されたもの(以下「当選者」という。)と提案業務の実施方法等その内容について協議し、調整を行う。この協議・調整において、協議会と当選者双方で確認の上、提案

業務の内容を修正し、又は変更することがある。なお、提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は決定を取り消す場合がある。

- (2) 契約締結は、審査結果の通知後すみやかに行うものとし、契約締結後は、業務計画書、委託契約書及び仕様書に従って業務を遂行する。なお、契約形態は原則として精算契約とし、契約条項は別途示す。
- (3) 当選者が辞退したとき、募集要項の規定に違反したとき、正当な理由なく契約しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、「7 審査等」により選定された次順位の者と契約についての協議・調整を行ったうえで契約を締結する。
- (4) 受託者は、(1)の協議・調整をした業務の内容を反映した業務計画書及び業務の実績を記載した実績報告書を県に提出すること。なお、業務の実施に当たっては、業務計画書、委託契約書及び仕様書に従うこと。
- (5) 受託者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、協議会は、当該 委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は受託者に 対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (6) 受託者は、本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに 業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以 下「再委託」という。)はできない。また、本業務の一部を再委託してはな らないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務 の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託 者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者 (以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行 為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

9 その他留意事項

その他留意事項については、仕様書を参照すること。

10 事務局

兵庫県阪神北地域ツーリズム振興協議会

〒665-8567 兵庫県宝塚市旭町2-4-15

兵庫県宝塚総合庁舎2階 兵庫県阪神北県民局県民躍動室地域振興課内 電話(0797)83-3156 FAX(0797)86-4379

メール: hanshinkkem@pref. hyogo. lg. jp